485	3	プラスチック製容器	2.5kg	25kg
		金属製容器	5kg	
486	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	25kg
		プラスチック製容器	10kg	
		金属製容器	10kg	
		プラスチック袋製容器	5kg	

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「487」、「488」、「489」、「490」及び「491」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	包装物当たりの許容質量	容器の種類
487	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	15kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	1kg				
		金属製容器	1kg				
488	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg		15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
489	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	5kg				
490	2	プラスチック製容器	5kg	50kg		50kg	
		金属製容器	5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
491	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5kg				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はテープ等により密閉されること。
3）等級が1又は2の輸送許容物件の場合、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
5）天然木材、合板、再生木材及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			単一容器
	包装物当たりの許容質量		外装容器	
	旅客機	旅客機以外の航空機		
3292（組電池に限る。）	—	上限なし	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	上限なし
3292（単電池に限る。）	25kg	上限なし		—

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）組電池は短絡に対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。